

大阪公立大学研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

2022年3月18日

不正防止統括管理責任者決定

大阪公立大学（以下「本学」という。）では、大阪公立大学研究費の取扱いに関する規程第8条第1項に定めるコンプライアンス教育及び、同規程第8条第6項に定める啓発活動に関する具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

1. 対象

コンプライアンス教育	啓発活動
(1) 本学の専任教員 (2) 公立大学法人大阪との雇用の有無に関わらず本学において経費を執行する外部資金を有する者 (3) 研究費の執行管理に携わる本学の職員 (4) その他(1)及び(2)に準じて各部局で別に定める者	全ての構成員

2. 目的

コンプライアンス教育	啓発活動
自身が取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること。	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。

3. 実施内容・方法・頻度

コンプライアンス教育	啓発活動
不正防止統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究費の取り扱いに関する e-learning の受講及び受講内容に関する理解度調査を実施する。（1年に1回）	不正防止統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究費の取り扱いに関する運用や制度等について、メーリングリスト等を用いた周知を行う。（年4回程度）